


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00144	住所(所在地)	松阪市殿町1360番地16					
		施設名称	福祉会館(会館)							
		根拠条例	松阪市福祉会館条例		設置年度	昭和53年度				
		担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	福祉会館は、障害のある方のための施設として、日常生活訓練、機能回復の場とともにそのような団体及び社会福祉に奉仕しようとする団体等の活動と研修、会議の場として提供することにより、幅広い助け合いを積極的に実践する福祉施設として開設された。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	1111.32 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	会館			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	事務所		建築年月日	昭和54年 3月10日		建物取得費	155,180,000 円	
		延床面積	1034.10 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成14年10月28日			耐震補強(実施年月)	未実施			
	万歴大 円・規 以上 画改 修 3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	建物本体の老朽化が顕著に現れているが大規模改修には至っていない。施設設備などの老朽化に伴い小規模修繕による延命を毎年度実施し、安全に安心して利用できる環境整備に努めているが、EVや空調設備の既存部品の在庫がなく何らかの不具合が生じた場合の対応が懸念されるなど、リスクを背負いながらの運営を余儀なくされている。また、将来的な施設利用が定まっていない状況で高機能化対応は実施していない。								
	管理・運営上の問題点	建物については、老朽化が著しいうえ耐震基準に適合していない建物であり利用者の安全確保が懸念される。また、松阪市療育センターが平成28年10月には新たな施設(三重中京大学跡地)への移転が決定しており、この時期が福祉会館における一つの転換期であると考えことから、施設及び施設機能において早期に何らかの結論を出す必要性があります。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM9:00~PM5:00		休館日	日、祝日、年末年始		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	施設の管理運営、貸館業務					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	1.00 人	合計	2.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財 源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員										
①小計					③年間収入合計					
④合計(①+②)-③					市民一人あたりのコスト					
④ 施設の利用状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H26実績(詳細)				
			H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	団体等の活動、研修の場を提供(貸館業務)	人	14,183	14,901	16,306					
	類似機能を有する公共施設	松阪公民館		近隣にある公共施設		障害者福祉センター				
	特記事項	老朽化の進行や耐震未施行により利用者の安全性や安心した利用が担保できない現状であり、療育センターの移転を期に施設の方向性について結論をだす必要がある。								

